

提出された意見の概要とそれに対する事業認定庁の見解

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室

意見書の概要	意見書に対する事業認定庁の見解
<p>土地所有者に対する起業者の交渉が不十分であるにもかかわらず、土地収用法に定める事業認定の申請をすることは、憲法で保障された所有権を侵害する無謀な行為であることから、事業認定申請を速やかに却下すべきである。</p>	<p>当該指摘は、任意の用地取得段階における起業者の交渉態度に関する意見と考えられ、本件事業に係る公益性の判断に直接関係しないものであると認められる。</p>